

前払金支払限度額の撤廃について（平成 31 年 4 月）

男鹿市が発注する工事については、これまで請負代金額が 130 万円以上の場合、当初請負代金の 4 割以内で支払限度額を 1 億円として前払金の請求が可能としておりましたが、建設業者への円滑な資金提供による経営の安定化を図り、公共工事の適正な施工確保及び工事請負契約の適正な履行確保を図ることを目的として、平成 31 年 4 月 1 日以降契約するものから前払金の支払限度額を撤廃します。

概要

○前払金（請負代金の額の 4 割）の支払限度額（1 億円）を撤廃し、無制限とする。